主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意のうち、多岐にわたり違憲をいう点は、記録上これを認めるべき 資料を欠く捜査及び審判手続の違法不当を前提とするもの、原決定のいかなる判断 がいかなる理由により違憲となるかの具体的明示を欠くもの、あるいは、実質にお いて単なる法令違反の主張に帰するものであつて、すべて、適法な違憲の主張とい えず、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、少年法三五条一項の 抗告理由にあたらない。

よつて、少年審判規則五三条一項、五四条、五〇条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五六年九月四日

最高裁判所第三小法廷

郎	治	田	寺	裁判長裁判官
_	昌		環	裁判官
Ξ	大	井	横	裁判官
7	īF	蔝	伊	裁判官